

令和3年度第2回いわき市介護保険運営協議会 別冊資料

資料1	第8次高齢者保健福祉計画における「各視点に基づく事業」の 達成状況	・・・	2頁
	〔 第9次計画に記載した、第8次計画における「各視点に基づく事業」(41～49頁)の 令和2年度実績値について、見込値から実績値へ更新したもの。 加えて、各事業の第9次計画における各視点への位置づけ及び目標値を併記している。〕		
資料2	第7期介護保険事業計画 介護保険サービス給付実績	・・・	34頁
	〔 第7期介護保険事業計画(H30～R2/第8次高齢者保健福祉計画に内包)における 本市の各介護保険サービスの給付実績値を、計画値との比較と共に記載したもの。〕		
資料3	介護保険制度の見直しに関する意見(概要) (令和元年12月27日 社会保障審議会介護保険部会資料)	・・・	36頁
資料4	福島県内市町村別 第8期第1号被保険者保険料	・・・	39頁
資料5	いわき市介護保険条例(抜粋)	・・・	41頁
資料6	いわき市介護保険規則(抜粋)	・・・	42頁
資料7	いわき市配食サービス事業実施要綱	・・・	43頁

【資料1】第8次高齢者保健福祉計画における「各視点に基づく事業」の達成状況

取組みの視点1：運営体制の充実と情報発信の強化

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
1	地域ケア会議等事業	地域の課題とその対応策について協議する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワーク構築、ケアマネジャーなどへの高齢者支援について、有用な知識の普及啓発などを行う。	地域別計画 策定地区数	13地区	13地区	13地区	13地区	13地区
2	地域包括支援センター 運営事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営する。	総合相談対応 延件数	4,323件	4,323件	4,323件	5,084件	4,075件
3	市民に対する 一次・二次医療体制の啓発 【休日夜間急病診療診療所、 運営事業・病院群輪番制運営 費補助金】	一次医療機関・二次医療機関それぞれの、地域医療における役割を広く市民に啓発し、医療機関の適正利用を図る。	—	—	—	—	—	—
4	権利擁護支援事業	権利擁護分野の中核機関である権利擁護・成年後見センターが権利擁護に関する支援等を行う。主な事業としては、権利擁護に関する普及・啓発、総合相談、専門的支援、ネットワーク構築、人材育成等を行う。	—	—	—	—	—	—
5	成年後見制度利用支援 事業	親族がいない場合などに、市長が裁判所に申し立て、また、被後見人が無資産の場合などに、後見人報酬を市が負担することで、本人の権利擁護や財産保護を行う。	成年後見市長 申立ての件数	30件	37件	44件	34件	27件
			後見人 報酬助成件数	17件	20件	23件	21件	24件
6	公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進 【ユニバーサルデザインひ とづくり推進事業】	ユニバーサルデザインを、広く市民・事業者・市職員等に理解してもらい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり等を進めるための意識啓発を図るため、ユニバーサルデザイン推進セミナーを実施する。	推進セミナー 参加者数	120人	120人	120人	89人	104人
7	自殺対策事業	自殺予防に関する啓発の強化を図るとともに、関係機関の相互の連携を強化し、悩みを抱えた人に対する相談体制の充実・強化を図る等、自殺につながる可能性を見逃さないための取組みを中心に、自殺予防対策を推進するため人材の育成を強化する。	自殺死亡率	平成38(2026)年度までに自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる(14.8%)			17.8%	16.8%
8	精神保健福祉事業 (心の健康づくり)	元気な高齢者が、いつまでも元気で生きがいを持ち、その能力を活かし社会に貢献できるまちを基本目標に、高齢期の心の健康の保持増進や特にうつ予防のための、知識普及講座・定期的な相談会を開催する。	—	—	—	—	81人	89人
9	消費者教育推進事業	いわき市消費者教育推進計画(消費者あんしんサポートプラン)に基づき、地域や職域等の様々な場において、各消費者に必要な消費者教育を受ける機会を創出する。	出前講座 実施回数	23回	23回	23回	25回	42回
10	障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会資源を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	—	—	—	—	—	—

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視点	取組 内容	成果指標 (目標値)	目標値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
13地区	100.0%	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	地域の課題とその対応策について協議する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワーク構築、ケアマネジャーなどへの高齢者支援について、有用な知識の普及啓発などを行う。	地域別計画策定地区数	13地区	13地区	13地区
5,218件	110.9%	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営する。	総合相談対応延件数	4,638件	4,632件	4,623件
—	—	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	一次医療機関・二次医療機関それぞれの、地域医療における役割を広く市民に啓発し、医療機関の適正利用を図る。	—	—	—	—
—	—	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	権利擁護分野の中核機関である権利擁護・成年後見センターが権利擁護に関する支援等を行う。主な事業としては、権利擁護に関する普及・啓発、総合相談、専門的支援、ネットワーク構築、人材育成等を行う。	—	—	—	—
35件	86.5%	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	親族がいない場合などに、市長が裁判所に申し立て、また、被後見人が無資産の場合などに、後見人報酬を市が負担することで、本人の権利擁護や財産保護を行う。	成年後見市長申立ての件数	40件	40件	40件
26件	118.3%			後見人報酬助成件数	28件	28件	28件
開催中止	53.6%	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	ユニバーサルデザインを広く市民・事業者・市職員等に理解してもらい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり等を進めるための意識啓発を図り、各種事業を実施する。	やさしさ写真コンクール応募作品数	300件	300件	300件
未発表	—	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	自殺予防に関する啓発の強化を図るとともに、関係機関の相互の連携を強化し、悩みを抱えた人に対する相談体制の充実・強化を図る等、自殺につながる可能性を見逃さないための取組みを中心に、自殺予防対策を推進するため人材の育成を強化する。	自殺死亡率	令和5年度までに13.0%以下		
60人	—	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	高齢者が、いつまでも元気で生きがいを持ち、その能力を活かし社会に貢献できるよう、高齢期の心の健康の保持増進や、特にうつ予防のための知識普及講座・定期的な相談会を開催する。	心の健康相談利用人数	108人	108人	108人
42回	158.0%	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、地域や職域等の様々な場において、各消費者に必要な消費者教育を受ける機会を創出する。	消費者教育推進講座実施回数	42回	42回	42回
11,903件	—	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実 3 地域で支える仕組みづくりの推進	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会支援を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	相談件数	14,000件	15,000件	16,000件

取組みの視点1：運営体制の充実と情報発信の強化

第8次計画							
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値	
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)
11	おやCoCo支援・地域連携事業	—	—	—	—	—	—
12	つながる・いわき事業	ポータルサイト 年間ページ ビュー数	100,000PV	100,000PV	100,000PV	71,990PV	106,247PV

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取 組 み の 視 点	取 組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
—	—	—	—	—	—	—	—
138,512PV	105.6%	1 地域共生社会 の実現を見据えた 運営体制の充実	高齢者や高齢者を支える多くの 方々が、各地域の日々の活動をさら に知り、つながることができる体制 をつくるため、「地域ポータルサイ ト igoku」を運用するほか、紙媒体 を発行するなど、様々な媒体を通じ て普及啓発を行う。	ポータルサイト 年間ページ ビュー数	200,000PV	200,000PV	200,000PV

取組みの視点2：安心して暮らせる住まい環境の整備

第8次計画							
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値	
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)
1 高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	高齢者向け優良賃貸住宅に対して、家賃の低廉化を図るための助成を行い、高齢者が安心して生活できる住環境を確保する。	入居率	95.0%	95.0%	95.0%	94.6%	89.2%
2 高齢者住宅リフォーム給付事業	身体機能が衰えた高齢者の住宅を居住に適するように改良する場合、高齢者の自立促進及び介護者の負担軽減を図ることを目的に、費用の一部を市が給付する。	給付件数	106件	106件	106件	107件	105件
3 高齢者住宅改造支援事業	高齢者住宅リフォーム給付事業において、認定した給付対象工事が適正に行われたか確認するため、建築士による完了検査を実施する。	検査件数	106件	106件	106件	118件	96件
4 高齢者住宅リフォームに係る相談【住宅改修相談支援等事業】	住宅リフォームにあたり、理学療法士または作業療法士、建築士、ケースワーカー等でチームを組み、高齢者の身体機能、介護者の状況、家屋の状況等を踏まえて、必要な助言をする。	相談件数	128件	128件	128件	150件	128件
5 サービス付き高齢者向け住宅	高齢者単身世帯または夫婦世帯等が居住するための賃貸住宅等で、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅の登録事務を行う。	登録件数	1件	1件	1件	1件	0件
6 養護老人ホームの運営【千寿荘事業・徳風園管理運営委託費】	家庭で生活することが困難な高齢者等に対する住まいとして、引き続き養護老人ホームを運営し、住まいの安心を提供する。	措置人数 (年間延)	2,040人	2,040人	2,040人	1,848人	1,846人
7 老人保護措置	老人福祉法に基づき、65歳以上の方が、様々な理由により居室において養護を受けることが困難な場合に、市が養護老人ホームに措置入所させて必要な援助を行う。	措置人数 (年間延)	960人	960人	960人	803人	760人
8 老人短期入所運営事業	老人福祉法に基づき、65歳以上で常時の介護を必要とする方が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護等を利用することが著しく困難な場合に、緊急の措置としてショートステイに短期入所させ、必要な養護を行う。	措置人数 (年間延)	12人	12人	12人	0人	0人
9 民間社会福祉施設整備利子補助金	社会福祉施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構または福島県総合社会福祉基金から資金の借入れを行った社会福祉法人の運営する、平成19年度までに償還が開始されている施設について、利子の一部を助成する。	対象施設数	11施設	8施設	8施設	11施設	8施設
10 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)【民間社会福祉施設建設費補助金(大規模特養)・大規模介護施設開設準備経費補助金】	常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、排泄、食事、入浴等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助を行う、介護老人福祉施設の整備を推進する。	ショートステイ床からの転換	60床	0床	0床	45床	0床

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取 組 み の 視 点	取 組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
93.5%	97.3%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	高齢者向け優良賃貸住宅に対して、家賃の低廉化を図るための助成を行い、高齢者が安心して生活できる住環境を確保する。	入居率	95.0%	95.0%	95.0%
115件	102.8%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	身体機能が衰えた高齢者の住宅を居住に適するように改良する場合、高齢者の自立促進及び介護者の負担軽減を図ることを目的に、費用の一部を市が給付する。	給付件数	100件	100件	100件
105件	100.3%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	高齢者住宅リフォーム給付事業において、認定した給付対象工事が適正に行われたか確認するため、建築士による完了検査を実施する。	検査件数	100件	100件	100件
131件	106.5%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【住宅改修相談支援等事業】 住宅リフォームにあたり、理学療法士または作業療法士、建築士、ケースワーカー等でチームを組み、高齢者の身体機能、介護者の状況、家屋の状況等を踏まえて、必要な助言をする。	相談件数	129件	129件	129件
1件	66.7%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【サービス付き高齢者向け住宅の登録】 高齢者単身世帯または夫婦世帯等が居住するための賃貸住宅等で、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅の登録事務を行う。	登録件数	1件	1件	1件
1,863人	90.8%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	家庭で生活することが困難な高齢者等に対する住まいとして、養護老人ホームを運営し、住まいの安心を提供する。	措置人数 (年間延)	2,040人	2,040人	2,040人
675人	77.7%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【老人保護措置の実施】 老人福祉法に基づき、65歳以上の方が、様々な理由により居宅において養護を受けることが困難な場合に、市が養護老人ホームに措置入所させて必要な援助を行う。	措置人数 (年間延)	912人	912人	912人
0人	0.0%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	老人福祉法に基づき、65歳以上で常時の介護を必要とする方が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護等を利用することが著しく困難な場合に、緊急の措置としてショートステイに短期入所させ、必要な養護を行う。	措置人数 (年間延)	12人	12人	12人
8施設	100.0%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【民間社会福祉施設整備利子補助金による助成】 社会福祉施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構または福島県総合社会福祉基金から資金の借入れを行った社会福祉法人の運営する、平成19年度までに償還が開始されている施設について、利子の一部を助成する。	対象施設数	8施設	7施設	7施設
0床	75.0%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備】 施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、その他の日常生活上の世話を入所者に行う、定員30名以上の介護老人福祉施設の整備を推進する。	ショートステイ 床からの転換	20床	0床	0床

取組みの視点2：安心して暮らせる住まい環境の整備

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
11 地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 【小規模特別養護老人ホーム建設費補助金・小規模介護施設開設準備経費補助金】	定員29人以下の特別養護老人ホーム等において、常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、排泄、食事、入浴等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助を行う、地域密着型介護老人福祉施設の整備を推進する。	整備床数	0床	58床	0床	0床	0床	
12 グループホーム (認知症対応型共同生活介護) 【認知症高齢者グループホーム建設費補助金】	認知症の高齢者が共同で生活しながら、必要な介護やその他日常生活上の介護の提供を受けるグループホームの整備にあたっては、市内高齢者の住み慣れた地域を勘案し、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活の継続が可能となるよう、日常生活圏域ごとに計画的に行う。	整備床数	0床	36床	0床	0床	0床	
13 介護老人保健施設 【介護老人保健施設整備事業】	施設サービス計画に基づいて、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助により、在宅生活への復帰支援を行う、介護老人保健施設の整備を推進する。	—	整備予定なし			—	—	
14 軽費老人ホーム 【軽費老人ホーム事務費補助金】	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に対し、低額な料金で日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームが、入所者の所得に応じ、国が示す基準に基づき入所者負担金の一部を免除した場合に、当該免除額に対して補助を行う。	施設数	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設	
15 合葬式墓地整備事業	少子高齢化や核家族化などにより、社会状況が変化していることから、従来の墓地とは異なり、後継ぎを必要とせず、1つの大きな墓に多数の遺骨を合同で埋蔵する形態である合葬式墓地を市営墓地（東田・南白土墓園）の敷地内に整備する。	—	—	—	—	—	—	

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R 2 (2020)	達成 状況	取 組 み の 視 点	取 組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
0床	0.0%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の整備】 地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、その他日常生活上の世話を入所者に行う。定員29名以下の地域密着型介護老人福祉施設の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0床	58床	58床
36床	100.0%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備 8 認知症対策の推進	【認知症対応型共同生活（グループホーム）の整備】 要介護者であって認知症である方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。認知症対応型共同生活介護事業所の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0床	36床	36床
—	—	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【介護老人保健施設の整備】 看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助により、在宅生活への復帰支援を行う。介護老人保健施設の整備について、市内介護療養型医療施設の転換期限である令和6年3月末まで、動向を把握する。	—	—	—	—
6施設	100.0%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	【軽費老人ホームへの補助】 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に対し、低額な料金を日常生活に必要な便宜を供与する軽費老人ホームが、入所者の所得に応じ、国が示す基準に基づき入所者負担金の一部を免除した場合に、当該免除額に対して補助を行う。	施設数	6施設	6施設	6施設
—	—	1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	【合葬式墓地管理運営事業】 ひとつの大きな墓に多数の遺骨を合同で埋葬する「合葬式墓地」の管理運営を行う。	—	—	—	—

取組みの視点3：地域で支える仕組みづくりの推進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
1	住民支え合い活動づくり事業 【あたらしい総合事業】	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。	第3層協議体設置数	7団体	7団体	7団体	7団体	15団体
2	あんしん見守りネットワーク活動事業 【地域介護予防活動支援事業】	ひとり暮らし高齢者などが、孤独感や不安感を感じることなく生活できるように、地域住民と保健福祉行政機関の協働による「あんしん見守りネットワーク活動事業」を実施する。	高齢者見守り隊の結成数	5団体	5団体	5団体	高齢者見守り隊の活動は、合い活動づくり事業の活動に含まれるため、H30年、民生支え合い活動の設置数。	
3	配食サービス事業	調理困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯及び障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供する。これにより、定期的に安否を確認するとともに、生活の質の確保を図る。	延利用食数	155,357食	157,093食	158,983食	172,181食	185,809食
4	老人日常生活用具給付事業	高齢者の日常生活の安心・安全の向上を図るため、概ね65歳以上のひとり暮らしの方等を対象に自動消火器や電磁調理器を給付する。	給付件数	39件	39件	39件	34件	41件
5	訪問理美容サービス運営事業	生活の質の向上や精神的なリフレッシュを図ることを目的として、在宅で寝たきり等の理由により、理髪店や美容院に行くことが困難な方を対象に、年数回の訪問による理美容サービスを提供する。	延利用者数	278人	278人	278人	247人	267人
6	寝具乾燥消毒サービス事業	高齢者の疾病予防、衛生状態及び生活の質の向上を図ることを目的に、在宅の寝たきり、または虚弱なひとり暮らし高齢者、あるいは身体障がい者で寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の丸洗い乾燥消毒サービスを実施する。	延利用者数	52人	52人	52人	51人	63人
7	緊急通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯または身体障がい者等が、孤独感や病状の急変に対する不安感を抱くことなく安心して生活できるように緊急通報システムの整備を図る。	設置件数	983件	983件	983件	885件	799件
8	高齢者等救急医療情報キット配布事業	日常生活における安心と安全の確保を図るため、急病などの緊急時に、かかりつけ医や服薬内容等の情報を救急隊員にすばやく正確に伝え、適切で迅速な対応を行うことができるよう、「救急医療情報キット」を避難行動要支援者名簿の登録者及びそれに準じる者と民生児童委員が認めた者に配布する。	配布数	1,400セット	1,400セット	1,400セット	1,200セット	1,400セット
9	要介護老人介護手当	寝たきりや認知症により、常時介護が必要な状態が3か月以上継続している65歳以上の高齢者を在宅で介護している方に対して、月額4万円を支給する。	支給人数	674人	674人	674人	534人	519人

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成果指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
7団体	138.1%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進	【住民支え合い活動づくり事業】 地域住民等が主体的に近所の困り ごとを地域で支え合う住民主体型の 生活支援サービス事業の創出と提供 体制の構築を図るため、生活支援 コーディネーターを配置し、協議体 を設置する。また、「あんしん見守 りネットワーク活動事業」における 高齢者見守り隊については、継続し て支援しながら住民支え合い活動づ くり支援事業に統合していく。	第3層協議体 設置数	13団体	13団体	13団体
、住民支え 動のひとつ 度以降、住 に含めてい	0.0%	4 健康づくり・ 介護予防の推進					
199,647食	118.3%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進	調理困難なひとり暮らしの高齢者 や、高齢者のみの世帯及び40歳以上 65歳未満の方で要介護、要支援認定 を受けた方、または障がい者に対し て、栄養バランスに考慮した食事を 訪問により提供することで、定期的 に安否を確認するとともに、生活の 質の確保を図る。	延利用食数	216,000食	236,000食	258,000食
34件	93.2%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進	高齢者の日常生活の安心・安全の 向上を図るため、概ね65歳以上のひ と暮らしの方等を対象に自動消火 器や電磁調理器を給付する。	給付件数	40件	40件	40件
277人	94.8%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進	生活の質の向上や精神的なリフ レッシュを図ることを目的として、 在宅で寝たきり等の理由により、理 髪店や美容院に行くことが困難な方 を対象に、年数回の訪問による理美 容サービスを提供する。	延利用者数	255人	255人	255人
58人	—	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進	高齢者の疾病予防、衛生状態及び 生活の質の向上を図ることを目的 に、在宅の寝たきり、または虚弱な ひとり暮らし高齢者、あるいは身体 障がい者で寝具類の衛生管理が困難 な方に対して、寝具類の丸洗い乾燥 消毒サービスを実施する。	延利用者数	56人	56人	56人
758件	82.8%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進 9 災害や感染症 対策に係る体制整 備	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢 者のみの世帯またはひとり暮らしの 重度身体障がい者等が、孤独感や病 状の急変に対する不安感を抱くこと なく安心して生活できるように緊急 通報システムの整備を図る。	設置件数	842件	842件	842件
206セット	66.8%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進 9 災害や感染症 対策に係る体制整 備	日常生活における安心と安全の確 保を図るため、急病などの緊急時 に、かかりつけ医や服薬内容等の情 報を救急隊員にすばやく正確に伝 え、適切で迅速な対応を行うことが できるよう、「救急医療情報キット」 を避難行動要支援者名簿の登録 者及びそれに準じる者と民生児童 委員が認められた者に配布する。	配布数	400セット	400セット	400セット
513人	77.4%	2 安心して暮ら せる住まい環境の 整備	寝たきりや認知症により、常時介 護が必要な状態が3か月以上継続し ている65歳以上の高齢者を在宅で介 護している方に対して、年額4万円 を支給することで、介護者の労をね ぎらうとともに、高齢者の福祉の増 進を図る。	支給人数	540人	540人	540人

取組みの視点3：地域で支える仕組みづくりの推進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
10	家族介護用品給付事業	要介護認定4または5の高齢者を在宅で介護している家族（高齢者、家族ともに市民税非課税世帯の場合）の方に対し、年額2万円分の介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）を支給する。	支給人数	182人	182人	182人	133人	160人
11	中山間地域集落支援員推進事業	人口減少と少子高齢化の進行に伴い、生活扶助機能の低下、生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、中山間地域の集落機能が低下しているため、集落の状況把握、集落点検など、集落対策を実施する「集落支援員」を配置し、集落の維持・活性化を図る。	—	—	—	—	—	—
12	地域づくり活動支援事業	地域振興担当員を各支所に配置し、公民館と連携して、地域づくりへの助言・指導や、行政・各種団体との連絡調整などを行うことで、住民主体の地域づくりを支援するとともに、幅広い住民の参画や協働による地域づくりを推進する。	—	—	—	—	—	—
13	防犯まちづくり推進事業	いわき市防犯まちづくり推進条例に基づき、市長からの諮問に応じ、いわき市防犯まちづくり推進協議会を開催する。また、防犯パトロール用品等を購入し、各種啓発活動を実施する。	—	—	—	—	—	—
14	避難行動要支援者避難支援事業	災害時において自ら避難することが困難な方を避難行動要支援者名簿に登録し、本人の同意を得たうえで、その情報を行政と消防団、自主防災組織、民生委員等が共有し、災害時に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	登録者数	8,500人	8,500人	8,500人	7,513人	7,068人
15	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業	学校と地域、公民館等が互いに連携しながら、地域の人材・施設・環境等を生かした子どもたちの「生きる力」を育む、様々な体験・交流活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる協力体制の推進に向けた施策を展開する。	地域と連携した小・中学校の授業や行事等における地域協力者延人数	40,000人	40,000人	40,000人	34,136人	29,515人
16	はいかい高齢者SOSネットワーク事業	徘徊により高齢者が行方不明になった場合に、警察署をはじめとする関係協力団体へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者の早期発見・早期保護を図る。	協力団体	73団体	78団体	83団体	81団体	82団体

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
160人	83.0%	2 安心して暮らせる住まい環境の整備	要介護認定4または5の高齢者を在宅で介護している家族（高齢者、家族ともに市民税非課税世帯の場合）の方に対し、年額2万円分の介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）を購入するための給付券を支給し、当該介護者の経済的負担の軽減を図る。	支給人数	157人	157人	157人
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	5 生きがいつくりと社会参加の促進	いわき市防犯まちづくり推進条例に基づき、市長からの諮問に応じ、いわき市防犯まちづくり推進協議会を開催する。また、防犯パトロール用品等を購入し、各種啓発活動を実施する。	防犯パトロール用品 無償貸与数	40件	40件	40件
8,405人	90.1%	3 地域で支える仕組みづくりの推進 9 災害や感染症対策に係る体制整備	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、同意を得られた方については、その情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した場合に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	登録者数 (同意ありのもの)	9,500人	10,300人	11,100人
14,964人	65.5%	—	—	—	—	—	—
83団体	105.1%	3 地域で支える仕組みづくりの推進 8 認知症対策の推進	徘徊により高齢者が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図る。また、徘徊のおそれのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録し、台帳を作成する。	協力団体数	85団体	87団体	89団体

取組みの視点3：地域で支える仕組みづくりの推進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
17 地域共生社会 まちづくりモデル事業	地域共生社会の実現に向けて、高齢者の福祉増進等に資するための取組みのうち、地域課題に対応することを目的に、地域住民等が主体となった先駆的な活動をモデル事業として選定し補助する。	モデル事業数	2事業	2事業	—	1事業	0事業	
18 共創型地域交通モデル事業	中山間地域を中心とした公共交通空白地域及び公共交通不便地域における児童・生徒、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を目的に、行政や民間事業者等の支援による地元住民組織が主体となった持続可能な交通システムを構築する。	実施地域	2地域	2地域	2地域	1地域	2地域	
19 いわき見守りあんしんネット連絡会を通じた見守り・声かけ活動	「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加する市内の事業者等において、日常業務を通じての見守り・声かけ活動を行うとともに、高齢者等の異変を発見した際は、各地区保健福祉センターや地域包括支援センターへ連絡するなど、地域の中にきめ細やかで重層的な見守り体制を構築する。	いわき見守りあんしんネット連絡会登録団体数	5団体	5団体	5団体	81団体	82団体	
20 障害者相談支援事業 ※再掲	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会資源を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	—	—	—	—	—	—	

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R 2 (2020)	達成 状況	取 組 み の 視 点	取 組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
—	25.0%	—	—	—	—	—	—
2地域	83.3%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進	中山間地域を中心とした公共交通 空白地域及び公共交通不便地域にお ける高齢者等の交通弱者の移動手段 の確保を目的として、地域住民組織 が主体となり、行政及び民間事業者 の支援、協力を得ながら住民ボラン ティア輸送を行う。	実施地域	2地域	2地域	2地域
83団体	1640.0%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進 9 災害や感染症 対策に係る体制整 備	本市に居住する高齢者等が地域か ら孤立することを防止し、安心して 地域で生活できる環境を確保するた め、住民に日常生活に密接に関わる 団体や事業所等に参加してもらい、 事業所や企業等の通常の業務におい て、急病や虐待などの兆候を確認し た際、また認知症による徘徊等の事 故発生時などにおいて、速やかに連 携が図れるようネットワーク体制を 構築し、地域福祉の向上と安全で安 心な地域づくりの推進に寄与する。	いわき見守り あんしんネット 連絡会 登録団体数	85団体	87団体	89団体
11,903件	—	1 地域共生社会 の実現を見据えた 運営体制の充実 3 地域で支える 仕組みづくりの推 進	障がい者等が自立した日常生活ま たは社会生活を営むことができるよ う、障がい種別や年齢に関わらず、 相談対応、障害福祉サービスの利用 支援や社会支援を活用するための情 報提供及び助言、各種専門機関との 連携など様々な生活課題について、 サポートする。	相談件数	14,000件	15,000件	16,000件

取組みの視点4：健康づくり・介護予防の推進

第8次計画							
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値	
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)
1 つどいの場創出支援事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	開催箇所数	428か所	456か所	480か所	442か所	443か所
		月2回以上開催する団体の割合	60.0%	65.0%	70.0%	52.8%	60.4%
		参加者実人数	7,000人	7,500人	8,000人	8,448人	9,357人
2 いわき市シルバーリハビリ体操事業【介護予防人材育成事業】	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「いわき市シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	指導士養成数	128人	128人	128人	52人	50人
3 介護予防意識の普及・啓発【介護予防普及啓発事業】	一般高齢者を対象として介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成・配布を行う。また、地域住民を対象とした健康教育を実施する。	講演会及び相談会開催回数	90回	90回	90回	86回	97回
		講演会及び相談会参加人数	1,440人	1,440人	1,440人	1,137人	1,221人
4 敬老祝金の支給	高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を目的として、敬老祝金を支給する。 ○米寿(88歳)祝金：5万円 ○百歳賀寿祝金：20万円	支給率	100.0%	100.0%	100.0%	93.1%	94.3%
5 健康診査・各種がん検診【健康診査事業】	生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療を図ることにより、高齢になっても自立した生活を続けられる高齢者を増やすことを目的に、後期高齢者健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診及び歯周疾患検診を行う。	各種健(検)診受診率	20.0%～ 30.0%	25.0%～ 35.0%	30.0%～ 40.0%	10.8%～ 25.5%	11.1%～ 25.6%
6 健康手帳の交付、活用の促進【健康診査事業】	健康手帳は、特定健診・特定保健指導の記録を行うことで、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に、転入者や希望者に交付するとともに、手帳を有効に活用していただくための啓発活動も併せて行う。	交付冊数	1,000冊	1,000冊	1,000冊	333冊	304冊
7 健康教育【成人保健対策事業】	「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、生活習慣病及び要介護状態の予防その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るため、地区の公民館等における指導支援を行う。(40歳から64歳の方が対象)	参加延人数	3,500人	3,500人	3,500人	2,971人	2,545人
8 健康相談【成人保健対策事業】	心身の健康に関する個別の相談に応じ、指導や助言を行う。幅広い相談の窓口として電話相談、来所相談等の充実を図るとともに、若い時期からの疾病予防、生活習慣病予防に対する意識づけの支援を行う。(40歳から64歳の方が対象)	参加延人数	800人	800人	800人	766人	734人
9 健診結果説明会【成人保健対策事業】	集団健康診査受診者のうち、総合判定が要指導(軽度異常者)となった方を対象に、健診結果や食生活、運動等に関する説明会を開催し、医師や看護師が生活習慣に関する助言を行う。	開催回数	12回	12回	12回	18回	15回

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
414か所	95.2%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	月2回以上開催する団体の割合	65%	70%	75%
63.6%	90.7%	5 生きがいつくりと社会参加の促進		高齢者参加率	10%	10%	10%
8,592人	117.3%			—	—	—	—
17人	31.0%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「いわき市シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	指導士養成数	96人	96人	96人
51回	67.8%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	一般高齢者を対象として介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成・配布を行う。また、地域住民を対象とした健康教育を実施する。	健康教室及び相談会開催回数	90回	90回	90回
845人	54.6%			健康教室及び相談会参加人数	1,440人	1,440人	1,440人
97.4%	94.9%	5 生きがいつくりと社会参加の促進	高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給する。 ○米寿(88歳)祝金：5万円 ○百歳賀寿祝金：20万円	支給率	100.0%	100.0%	100.0%
9.3%~ 23.0%	—	4 健康づくり・ 介護予防の推進	【健康診査】 生活習慣病の早期発見や重症化予防を図ることにより、高齢になっても自立した生活を続けられる高齢者の増加を目的に、後期高齢者の健康診査等を実施する。	健康診査受診率	27.0%	27.5%	28.0%
242冊	29.3%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	【健康手帳の交付】 特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に希望者に交付する。	—	—	—	—
1,223人	64.2%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。	開催回数	50回	125回	250回
0人	62.5%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	心身の健康に関する個別の相談に応じ、指導や助言を行い、家庭での健康管理を図る。	開催回数	50回	125回	250回
9回	116.7%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	健診結果に基づき、受診者自身が生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、保健師、栄養士等による講話や個別相談を実施する。	開催回数	13回	13回	13回

取組みの視点4：健康づくり・介護予防の推進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
10 訪問指導 【成人保健対策事業】	療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族を対象に、保健師が訪問し、健康に関する問題に対し必要な指導を行う。(40歳から64歳の方が対象)	訪問指導 延件数	250件	300件	300件	799件	380件	
11 予防接種事業 (高齢者インフルエンザ、 高齢者用肺炎球菌)	65歳以上の高齢者及び60～64歳の身体障害手帳1級相当の免疫機能の障がい等を有する方に対し、予防接種費用の一部を助成し、生活保護世帯に属する方には全額助成する。	—	—	—	—	—	—	
12 結核予防事業	結核の早期発見と発病予防を図り、結核のまん延を防止するとともに、集団検診において65歳以上の市民に対し、胸部レントゲン検査を実施する。	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	5.6%	5.7%	5.8%	4.7%	4.4%	
13 いわき市健康推進員の育成、支援 【健康推進事業】	地域に根ざした健康づくり関連施策のより一層の効果的な実施を図るために、地区組織活動のリーダーとしてのいわき市健康推進員活動が積極的に展開されるよう、いわき市健康推進員育成支援研修を実施する。	健康推進員 育成数	137人	137人	137人	129人	126人	
14 「健康いわき21」の推進 【健康いわき21計画推進 事業】	生活習慣病予防や健康増進などの指針である「健康いわき21」計画推進のため、疾病予防や健康づくりに関する情報をまとめた「健康だより」の配布及び「健康づくり講演会」の開催等をおし、市民の「健康づくり」に対する意識向上を図る。	—	—	—	—	—	—	
15 いわき市保健委員会の育成、支援 【いわき市保健委員会連合 会運営費補助金】	地域住民の保健衛生思想の普及、向上を図り、組織的公衆衛生活動を行うために、いわき市保健委員会の育成、支援に努め、市民の健康を守り、明るく住みよいまちづくりを推進する。	—	—	—	—	—	—	
16 食育推進事業	食育基本法及び「いわき市食育推進計画」に基づき、計画の定期的な進捗状況管理や、食育推進委員会を通し、関係団体等との連携・強化による取組みを推進し、食育を総合的かつ効果的に実施する。	委員会開催回数	3回	2回	2回	3回	2回	
17 健康・栄養推進事業	「健康増進法」に基づき、高齢者施設を含む特定給食施設等に対して栄養に関する専門的指導を行うとともに、栄養の改善等に関する「栄養指導・栄養相談」や「受動喫煙の防止対策」についての取り組みを実施するとともに、団体等からの依頼により、栄養講話等「健康教育」を実施する。	研修会実施回数	3回	3回	3回	3回	2回	

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視点	取組 内容	成果指 標 (目標値)	目標値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
64件	146.2%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	療養上の保健指導が必要であると認められる方やその家族を対象に、保健師等が訪問し、健康に関する問題に対し必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。	訪問指導 延べ件数 (生活習慣病・ 介護予防)	600件	1,500件	3,000件
—	—	4 健康づくり・ 介護予防の推進 9 災害や感染症 対策に係る体制整 備	65歳以上の高齢者及び60～64歳の身体障害手帳1級相当の障がいをする方に対し、予防接種費用の一部を助成し、生活保護世帯に属する方には全額助成する。	—	—	—	—
3.2%	71.9%	4 健康づくり・ 介護予防の推進 9 災害や感染症 対策に係る体制整 備	65歳以上の市民に対し、集団検診・個別検診で胸部レントゲン検査を実施し、結核の早期発見と発病予防を図り、結核のまん延を防止する。	集団検診・個別 検診における、 胸部レントゲン の受診率	30%	30%	30%
123人	92.0%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	地域に根ざした健康づくり関連施策のより一層の効果的な実施を図るために、地区組織活動のリーダーとしてのいわき市健康推進員活動が積極的に展開されるよう、業務委託や健康推進員育成支援研修を実施する。	健康推進員 育成数	123人	123人	123人
—	—	4 健康づくり・ 介護予防の推進	【健康いわき21計画推進事業】 疾病予防や健康づくりに関する情報をまとめた「健康だより」の配布及び健康づくりに関するイベントや講演会、表彰等を行う「健康いわき21推進市民大会」の開催を通し、市民の「健康づくり」に対する意識向上を促し、「健康いわき21」計画推進を図る。	—	—	—	—
—	—	4 健康づくり・ 介護予防の推進	【いわき市保健委員の育成・支援】 地域住民の保健衛生思想の普及、向上を図り、組織的公衆衛生活動を行うため、いわき市保健委員の育成、支援に努め、市民の健康を守り、明るく住みよいまちづくりを推進する。	—	—	—	—
2回	100.0%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	食育基本法及び「いわき市食育推進計画」に基づき、計画の定期的な進捗状況管理や、食育推進委員会を通し、関係団体等との連携・強化による取組みを推進し、食育を総合的かつ効果的に実施する。	委員会開催回数	2回	4回	3回
1回	66.7%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	健康増進法に基づき、高齢者施設を含む特定給食施設等に対して栄養に関する専門的指導（研修会、巡回指導、電話・来所相談）を行うとともに、栄養の改善・その他の生活習慣の改善に関する「栄養指導・栄養相談」について重点的に取り組む。また、食品表示法の施行に伴い、栄養成分表示の活用について消費者教育を行い、健康増進や生活習慣病の発症並びに重症化予防を図る。	研修会実施回数	2回	2回	2回

取組みの視点4：健康づくり・介護予防の推進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
18 訪問口腔・訪問栄養指導 【口腔・栄養ケア推進事業】	歯科衛生士及び栄養士が、障がい者や難病患者等を対象に訪問を行い、口腔内・栄養状態を調査し、本人及びその家族等へ指導・助言を行う。また、市民を対象に生活習慣病を予防し健康寿命を延伸するため、口腔機能及び栄養状態の維持向上に係る健康教育等を実施する。	訪問口腔・訪問栄養指導延件数	180件	180件	180件	208件	58件	
19 三和ふれあい館の活用 【三和ふれあい館運営事業】	当施設は、市役所の支所、健康福祉センター等からなる複合施設であり、地域交流及び地域福祉の推進に資するため、生きがいつくりや健康づくり、介護予防の拠点施設として、高齢者の要望や地域特性を活かした事業のより一層の充実を図る。	施設利用者数	23,600人	23,600人	23,600人	24,846人	21,177人	
20 老人福祉センター、老人憩いの家の活用 【老人福祉センター等施設整備事業】	老人福祉センターや老人憩いの家は、高齢者の生きがいつくりと健康づくりの活動拠点施設として利用されている。今後もこれらの施設を活用した介護予防事業等、新たな事業の展開を検討していく。	利用者数	40,500人	40,500人	40,500人	36,534人	30,535人	
21 介護予防・生活支援サービス事業 【あたらしい総合事業】	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	生活援助サービス事業所数	40事業所	50事業所	60事業所	26事業所	25事業所	
		通所型短期集中予防サービス事業所数	15事業所	20事業所	25事業所	1事業所	3事業所	
22 介護予防ケアマネジメント支援会議 【あたらしい総合事業】	介護関係者のスキルの向上、参加者同士のネットワーク構築を通して高齢者のQOLの向上を図るため、ケアマネジャー（介護支援専門員）及びサービス提供事業所に対し、高齢者の課題改善が図れるよう専門職の多角的視点から具体的な支援方法やケアプランの目標設定等についてアドバイスを行う。	要介護度の改善率	対象者数の 20.0%	対象者数の 20.0%	対象者数の 20.0%	対象者数の 11.8%	対象者数の 3.6%	

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視点	取組 内容	成果指標 (目標値)	目標値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
59件	60.2%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	【口腔・栄養ケア推進事業】 歯科衛生士及び栄養士が、療養上 保健指導が必要であると認められて いる者及びその家族等を対象に訪問 を行い、口腔内・栄養状態を調査 し、指導・助言を行う。また、市民 を対象に生活習慣病及びフレイル、 低栄養を予防し健康寿命を延伸する ため、口腔機能及び栄養状態の維持 向上に係る健康教育等を実施する。	訪問口腔・ 訪問栄養 指導延件数	180件	180件	180件
13,487人	84.1%	4 健康づくり・ 介護予防の推進 5 生きがいがづく りと社会参加の促 進	当施設は、市役所の支所、健康福 祉センター等からなる複合施設であ り、地域交流及び地域福祉の推進に 資するため、生きがいがづくりや健康 づくり、介護予防の拠点施設とし て、高齢者の要望や地域特性を活か した事業のより一層の充実を図る。	施設利用者数	23,900人	23,900人	23,900人
11,249人	64.5%	4 健康づくり・ 介護予防の推進 5 生きがいがづく りと社会参加の促 進	老人福祉センター及び老人憩いの 家は、高齢者の生きがいがづくりと健 康づくりの活動拠点施設として利用 されている。今後もこれらの施設を 活用した介護予防事業等、新たな事 業の展開を検討する。	利用者数	35,200人	35,200人	35,200人
22事業所	48.7%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	高齢者が住み慣れた地域でできる だけ暮らし続けることができるよう、 地域における介護予防の推進を 図るとともに、高齢者の多様なニ ーズに即した柔軟な支援を行うため、 地域の実情に応じた自立支援に資す るサービス提供体制の充実を図る。	生活援助 サービス 事業所数	25事業所	30事業所	35事業所
4事業所	13.3%	6 地域包括ケア システムを支える 介護人材の確保及 び業務効率化の取 組みの強化		通所型短期集中 予防サービス 事業所数	5事業所	6事業所	7事業所
対象者数の 20.5%	59.8%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	介護関係者のスキルの向上、参加 者同士のネットワーク構築を通して 高齢者のQOLの向上を図るため、 ケアマネジャー（介護支援専門員） 及びサービス提供事業所に対し、高 齢者の課題改善が図れるよう専門職 の多角的視点から具体的な支援方法 やケアプランの目標設定等について アドバイスを行う。	要介護度の 維持・改善率	対象者数の 50%	対象者数の 55%	対象者数の 60%

取組みの視点5：生きがいくりと社会参加の促進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
1	いきいきシニア ボランティアポイント 事業 【地域生活支援推進 事業】	高齢者自身の社会参画の促進並びに介護予防を目的に、市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	登録者数	1,000人	1,400人	2,000人	799人	870人
2	つどいの場創出支援事業 ※再掲	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	開催箇所数	428か所	456か所	480か所	442か所	443か所
			月2回以上開催する団体の割合	60.0%	65.0%	70.0%	52.8%	60.4%
			参加者実人数	7,000人	7,500人	8,000人	8,448人	9,357人
3	シルバー人材センターの活動支援 【シルバー人材センター運営費補助金】	「シルバー人材センター」は、就労を通じた高齢者の生きがい対策の観点などから、その窓口機能を担う組織として重要であり、行政としても引き続き支援する。また、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、新規の顧客獲得を目指す等、センターの自主的な活動の促進を図る。	延就業人数	92,217人	92,217人	92,217人	85,984人	83,726人
4	シルバーフェア (シルバー文化祭)の 開催 【輝く年輪パワー発表会開催 事業】	高齢者が制作した作品を公募して公開・展示及び踊り等を発表する場を提供することにより、高齢者の創作意欲の向上と積極的な社会参加を促し、高齢福祉の増進を図ることを目的として、シルバーフェアを開催する。	作品の出品数	839点	839点	839点	430点	406点
			参加者数	541人	541人	541人	200人	195人
			入場者数	1,430人	1,430人	1,430人	484人	448人
5	老人クラブの育成・支援 【老人クラブ連合会補助金・老人クラブ活動費補助金】	老人クラブは社会貢献などの分野で活躍している重要な組織である。今後、老人クラブが自主的な健康づくり活動を行う場合の支援や、老人クラブへの加入促進のための広報・普及事業への側面的な支援を行う。	老人クラブ数	130クラブ	130クラブ	130クラブ	130クラブ	96クラブ
			会員数	5,477人	5,477人	5,477人	5,477人	4,049人
6	世代間交流事業 「知恵と技の交歓教室」 の実施 【シルバーにこにこふれあい 基金事業費補助金】	高齢者と若年世代が、伝統活動(昔の遊び・道具作りなど)を通じて互いに触れ合いながら、相手に対する理解を深めることを目的として実施する。本事業を通じ、高齢者の生きがい創出や社会参加の意欲の向上、さらには高齢者福祉に対する関心を高めることが期待される。	参加人数	1,998人	1,998人	1,998人	1,506人	1,317人
7	シルバーピアードの開催 【シルバーにこにこふれあい 基金事業費補助金】	老人クラブ会員同士の交流と健康づくりを目的として、市内の老人クラブが一堂に会する会合を開催する。	参加人数	1,000人	1,000人	1,000人	876人	開催中止
8	シルバー レクリエーションの推進 【シルバーにこにこふれあい 基金事業費補助金】	高齢者の健康の維持・増進を図り、生きがいを高めるため、高齢者のレクリエーションへの参加を促すことを目的として老人クラブなどがゲートボール等の高齢者向けスポーツ用具等の整備を行う場合にその費用の一部を補助する。	補助件数	3件	3件	3件	0件	1件
9	公民館での 高齢者を対象とした 学級・講座の開催 【教育活動推進事業】	市内36公民館において、それぞれの地域の特性を生かした講座や地域の市民団体と連携した事業などを実施し、地域住民の生涯学習を推進する。	講座数	54講座	54講座	54講座	40講座	40講座
			参加人数	1,900人	1,900人	1,900人	1,345人	1,255人

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
819人	56.5%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	高齢者自身の社会参画の促進並びに介護予防を目的に、市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	参加者数	1,200人	1,500人	2,000人
414か所	95.2%	4 健康づくり・ 介護予防の推進	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区に「つどいの場」コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	月2回以上開催する団体の割合	65%	70%	75%
63.6%	90.7%	5 生きがいく りと社会参加の促 進		高齢者参加率	10%	10%	10%
8,592人	117.3%			—	—	—	—
82,269人	91.1%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	「シルバー人材センター」は、就労を通じた高齢者の生きがい対策の役割を担っていることから、行政としての支援を継続し、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、新規の顧客獲得を目指すなど、センターの自主的な活動の促進を図る。	延就業人数	83,726人	83,726人	83,726人
382点	48.4%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	高齢者の創作意欲の向上と積極的な社会参加を促し、高齢福祉の増進を図ることを目的として、高齢者が作成した作品を公募して公開・表彰を行う創作展及び踊り等を発表する場を提供する芸能祭を開催する。	作品の出品数	382点	382点	382点
249人	39.7%			参加者数	249人	249人	249人
430人	31.7%			入場者数	430人	430人	430人
92クラブ	81.5%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	老人クラブは社会貢献などの分野で活躍している重要な組織である。今後、老人クラブが自主的な健康づくり活動を行う場合の支援や、老人クラブへの加入促進のための広報・普及事業への側面的な支援を行う。	老人クラブ数	92クラブ	92クラブ	92クラブ
3,855人	81.4%			会員数	3,855人	3,855人	3,855人
286人	51.9%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	高齢者と若年世代が、伝統活動（昔の遊び・道具づくり等）を通じて互いにふれあひながら、相手に対する理解を深め、伝統活動を継承することを目的として、教室を実施する。	参加人数	1,000人	1,000人	1,000人
開催中止	29.2%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	老人クラブ会員同士の交流と健康づくりを目的として、市内の老人クラブが一堂に会し、競技やいわき踊り等のレクリエーションを開催する。	参加人数	開催中止	700人	700人
3件	44.4%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	高齢者のレクリエーションの参加を促すことで、高齢者の生きがいを推進し、健康を高めるため、老人クラブなどがゲートボール・輪投げ等の高齢者向けスポーツ用具等の整備を行う際にその費用の一部を補助する。	補助件数	3件	3件	3件
29講座	67.3%	5 生きがいく りと社会参加の促 進	市内37公民館において、それぞれの地域の特性を活かした講座や地域の市民団体と連携した事業などを実施し、地域住民の生涯学習を推進する。	講座数	44講座	44講座	44講座
607人	56.3%			参加人数	1,320人	1,320人	1,320人

取組みの視点5：生きがいづくりと社会参加の促進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
10	生涯スポーツの普及事業	生涯にわたってスポーツを楽しむことができるまちを目指し、各種スポーツ教室やイベントを開催するなど、市民が気軽にスポーツに親しむことができる場を提供するとともに、地域の住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成支援を図る。	スポーツ教室等参加者数	6,300人	6,400人	6,600人	5,457人	1,341人
11	地区敬老会の開催【敬老事業】	老人福祉法第5条に基づく行事として、市内に住む高齢者を招待し、その長寿を祝い、高齢者に対する敬愛の念を表すため地区敬老会を開催し、金婚の表彰等を行う。	入場者数	3,800人	3,800人	3,800人	3,690人	2,975人
12	市民公益活動促進事業	市民活動団体と連携・協働しながら、市民公益活動の活性化に必要な支援策を行うとともに、地域のまちづくりを進める組織としての自治会・町内会と相互に連携・協働しながら、地域住民による主体的な地域づくりを促進する。	NPO法人新規認証数	5件	5件	5件	5件	6件
13	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者を支援するため、ファミリー・サポート・センターを運営し、育児の援助を受けたい方(依頼会員)と援助を行いたい方(協力会員)が、会員同士で子育てを助け合う相互援助活動を支援する。	活動件数	4,206件	4,587件	5,011件	2,802件	2,454件
14	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が放課後安心して過ごせる児童クラブを、地域の協力を得るなどして運営する。	実施か所数	66か所	67か所	67か所	65か所	68か所
15	高齢者等肉用雌牛貸付事業	高齢者等の福祉の増進と肉用牛資源の確保を目的として、満60歳以上の牛飼養経験のある高齢者等に肉用雌牛の貸付を行い、5か年の貸付期間満了後に借受者へ譲渡する。	貸付頭数	9頭	9頭	9頭	1頭	4頭
16	子育て支援員研修事業	子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施される、家庭的保育事業などの地域型保育や、利用者支援事業などの人材の確保のため、地域での子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、知識や技能等を修得するための研修を行う。	研修受講者数	80人	95人	110人	68人	39人
17	あんしん見守りネットワーク活動事業【地域介護予防活動支援事業】※再掲	ひとり暮らし高齢者などが、孤独感や不安感を感じることなく生活できるよう、地域住民と保健福祉行政機関の協働による「あんしん見守りネットワーク活動事業」を実施する。	高齢者見守り隊の結成数	5団体	5団体	5団体	高齢者見守り隊の活動民支え合い活動づくり活動のひとつに含まれ、H30年度以降、住みかえ活動の設置数に変わる。	
18	防犯まちづくり推進事業※再掲	いわき市防犯まちづくり推進条例に基づき、市長からの諮問に応じ、いわき市防犯まちづくり推進協議会を開催する。また、防犯パトロール用品等を購入し、各種啓発活動を実施する。	—	—	—	—	—	—

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
465人	35.2%	5 生きがいく り社会参加の促 進	生涯にわたってスポーツを楽しむ ことができるまちを目指し、各種ス ポーツ教室やイベントを開催するな ど、市民が気軽にスポーツに親しむ ことができる場を提供するととも に、地域の住民が主体となって運営 する総合型地域スポーツクラブの育 成支援を図る。	スポーツ教室等 参加者数	3,700人	3,700人	3,700人
開催中止	58.5%	5 生きがいく り社会参加の促 進	老人福祉法第5条に基づく行事と して、市内に住む高齢者を招待し、 その長寿を祝い、高齢者に対する敬 愛の念を表すため地区敬老会を開 催し、金婚の表彰等を行う。	入場者数	4,200人	4,200人	4,200人
1件	80.0%	—	—	—	—	—	—
1,708件	50.4%	—	—	—	—	—	—
72か所	102.5%	—	—	—	—	—	—
0頭	18.5%	5 生きがいく り社会参加の促 進	高齢者等の福祉の増進と肉用牛資 源の確保を目的として、満60歳以 上の牛飼養経験のある高齢者等に肉用 雌牛の貸付を行い、5か年の貸付期 間満了後に借受者へ譲渡する。	貸付頭数	5頭	5頭	5頭
48人	—	—	—	—	—	—	—
動は、住 り事業の るた 主民支え 含めてい	0.0%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進 4 健康づくり・ 介護予防の推進	【住民支え合い活動づくり事業】 地域住民等が主体的に近所の困り ごとを地域で支え合う住民主体型の 生活支援サービス事業の創出と提供 体制の構築を図るため、生活支援 コーディネーターを配置し、協議体 を設置する。また、「あんしん見守 りネットワーク活動事業」における 高齢者見守り隊については、継続し て支援しながら住民支え合い活動づ くり支援事業に統合していく。	第3層協議体 設置数	13団体	13団体	13団体
—	—	5 生きがいく り社会参加の促 進	いわき市防犯まちづくり推進条例 に基づき、市長からの諮問に応じ、 いわき市防犯まちづくり推進協議会 を開催する。また、防犯パトロール 用品等を購入し、各種啓発活動を実 施する。	防犯パトロール 用品 無償貸与数	40件	40件	40件

取組みの視点5：生きがいつくりと社会参加の促進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
19 学校・家庭・地域 パートナーシップ推進 事業 ※再掲	学校と地域、公民館等が互いに連携しながら、地域の人材・施設・環境等を生かした子どもたちの「生きる力」を育む、様々な体験・交流活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる協力体制の推進に向けた施策を展開する。	地域と連携した小・中学校の授業や行事等における地域協力者延人数	40,000人	40,000人	40,000人	34,136人	29,515人	
20 いわき市シルバーリハビリ体操事業【介護予防人材育成事業】 ※再掲	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「いわき市シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	指導士養成数	128人	128人	128人	52人	50人	
21 三和ふれあい館の活用【三和ふれあい館運営事業】 ※再掲	当施設は、市役所の支所、健康福祉センター等からなる複合施設であり、地域交流及び地域福祉の推進に資するため、生きがいつくりや健康づくり、介護予防の拠点施設として、高齢者の要望や地域特性を活かした事業のより一層の充実を図る。	施設利用者数	23,600人	23,600人	23,600人	24,846人	21,177人	
22 老人福祉センター、老人憩いの家の活用【老人福祉センター等施設整備事業】 ※再掲	老人福祉センターや老人憩いの家は、高齢者の生きがいつくりと健康づくりの活動拠点施設として利用されている。今後もこれらの施設を活用した介護予防事業等、新たな事業の展開を検討していく。	利用者数	40,500人	40,500人	40,500人	36,534人	30,535人	

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
14,964人	65.5%	—	—	—	—	—	—
17人	31.0%	4 健康づくり・ 介護予防の推進 5 生きがいく りと社会参加の促 進	市民全般を対象とした介護予防意 識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気 軽に介護予防活動に参加できる施策 の展開が必要であることから、「い わき市シルバーリハビリ体操事業」 による住民参加型の介護予防施策の 推進を図る。	指導士養成数	96人	96人	96人
13,487人	84.1%	4 健康づくり・ 介護予防の推進 5 生きがいく りと社会参加の促 進	当施設は、市役所の支所、健康福 祉センター等からなる複合施設であ り、地域交流及び地域福祉の推進に 資するため、生きがいくりや健康 づくり、介護予防の拠点施設とし て、高齢者の要望や地域特性を活か した事業のより一層の充実を図る。	施設利用者数	23,900人	23,900人	23,900人
11,249人	64.5%	4 健康づくり・ 介護予防の推進 5 生きがいく りと社会参加の促 進	老人福祉センター及び老人憩いの 家は、高齢者の生きがいくりと健 康づくりの活動拠点施設として利用 されている。今後もこれらの施設を 活用した介護予防事業等、新たな事 業の展開を検討する。	利用者数	35,200人	35,200人	35,200人

取組みの視点6：介護人材の確保・育成と介護サービスの充実

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
1 福祉介護人材定着支援事業	介護に従事する職員は、東日本大震災の影響等により、離職が多い状況にある。加えて、雇用情勢が回復基調にある中で、新たな介護職員の確保は大変難しいことから、介護保険サービス事業所の経営者及び介護職員に対して人材の定着を図るための研修等を行う。	受講者数	100人	100人	100人	118人	11人	
2 介護人材育成事業	次代の介護職員となりえる中学生・高校生及び保護者への意識付け及び学習体験を実施するほか、市内の介護関連資格取得事業者への求人情報提供や潜在的有資格者の掘り起こしに努める。	—	—	—	—	—	—	
3 介護給付等費用適正化事業	適切なサービスの確保と不適切な給付の削減を図ることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、嘱託職員（介護費用適正化調査員）を雇用し、ケアプラン等の点検及び指導を行う。	給付請求等の点検件数	30,000件	30,000件	30,000件	13,419件	3,953件	
4 資格取得の支援【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業】	ひとり親家庭の親が、看護師等、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練で就業する場合には、資格取得を容易にすることを目的として給付金等を支給する。	事業対象者の養成機関卒業時就職率	100%	100%	100%	100%	100%	
5 高校生就職支援事業	高校生のキャリア形成に対する意識を高め、地域で働く意識の醸成、就職後の早期離職の減少を図るための取組みが重要となっていることから、広く地元企業を知ってもらい地元就業に繋げることや、人材の不足している職種の企業へのマッチングを図る「企業見学」等を実施する。	参加生徒延人数 (全業種)	3,000人	3,000人	3,000人	2,956人	2,496人	
6 介護相談員派遣事業	介護サービス利用者の不安の解消を図るため、介護サービス事業所に介護相談員を派遣する。介護相談員は、利用者の相談窓口のひとつとして、サービス利用者へ面接し、利用者の不満や疑問を聞き、事業者が提供するサービスの質の向上を図る。	派遣事業所数	57事業所	57事業所	57事業所	49事業所	46事業所	
7 介護予防・生活支援サービス事業【あたらしい総合事業】※再掲	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	生活援助サービス事業所数	40事業所	50事業所	60事業所	26事業所	25事業所	
		通所型短期集中予防サービス事業所数	15事業所	20事業所	25事業所	1事業所	3事業所	

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R 2 (2020)	達成 状況	取 組 み の 視 点	取 組 内 容	成 果 指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
0人	43.0%	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化	将来的に介護人材が不足する見通しが示されており、また、高齢者数の増加により多様な介護支援が必要になっていることに伴い、介護サービスの質の向上が求められていることから、介護保険サービス事業所の経営者及び介護職員に対して、介護人材の定着及び介護サービスの質を向上させるための研修等を行う。	受講者数	100人	100人	100人
—	—	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化	次代の介護職員となり得る小中学生への意識付け及び学習体験を実施するほか、市内の介護関連資格取得事業者への求人情報提供や潜在的有資格者の掘り起こしに努める。	出前講座開催回数	10回	10回	10回
5,412件	25.3%	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化	受給者が真に必要なとす過不足ないサービスを事業所に適切に提供できるよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していく。	ケアプランの点検件数	300件	350件	400件
100%	100.0%	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化	ひとり親家庭の親が、看護師等、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練で就業する場合に、資格取得を容易にすることを目的として給付金等を支給する。	事業対象者の養成機関卒業時就職率	100.0%	100.0%	100.0%
2,549人	88.9%	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化	新規高卒者の地元定着に向けて、保護者も対象とした、地元企業合同説明会のほか、直接職場を訪問する企業見学会、「先輩社員」による職業講話等を実施し、市内留保率の向上に努める。	参加生徒延人数(全業種)	3,000人	3,000人	3,000人
1事業所	56.1%	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化	事業所に介護相談員を派遣し、利用者の相談窓口のひとつとして、利用者に面接し、不満や疑問を聞き、事業者が提供するサービスの質の向上を図る。	派遣事業所数	55事業所	55事業所	55事業所
22事業所	48.7%	4 健康づくり・介護予防の推進	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	生活援助サービス事業所数	25事業所	30事業所	35事業所
4事業所	13.3%	6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化		通所型短期集中予防サービス事業所数	5事業所	6事業所	7事業所

取組みの視点7：医療と介護の連携強化

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
1 退院調整ルール 【在宅医療・介護連携推進事業】	病院から退院後に切れ間なく介護サービスを受けられるようにするため、病院と介護支援専門員が連携し、入院時から情報を共有し、退院に向けた連絡・調整を行う仕組みである「退院調整ルール」について、運用状況や課題を定期的に把握し、退院時の連携体制の構築を図る。	退院調整率 (退院時に病院からケアマネジャーに連絡があった割合)	70%	75%	80%	72%	68%	
2 在宅医療推進のための多職種研修会 【在宅医療・介護連携推進事業】	在宅医療を推進するために、「医療」「介護」「福祉」「行政」等の様々な職種がグループワークや事例検討を通じ、顔の見える関係づくり構築のための研修会を開催し、多職種連携の推進を図る。	受講者数	120人	120人	120人	107人	60人	
3 認知症多職種協働研修会 【認知症ケア総合支援事業】	認知症に関わる「医療」「介護」「福祉」「行政」等、様々な職種間の連携と多職種間のネットワークの形成を図り、認知症の方とその家族を支える医療・介護・行政等の途切れない支援体制の構築を目的に研修会等を開催する。	開催回数	2回	2回	2回	1回	1回	
		参加人数	150人	150人	150人	50人	50人	
4 在宅医療出前講座 (共催事業) 【在宅医療・介護連携推進事業】	在宅での療養が必要となったときに、適切な医療・介護サービスを選択し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、在宅医療や健康維持について市民啓発を目的として、市医師会・地域包括支援センターとの共催により開催する。	開催地区	7地区	7地区	7地区	6地区	5地区	
		参加者数	300人	300人	300人	305人	176人	
5 認知症初期集中支援チーム 【認知症ケア総合支援事業】	認知症の方とその家族に早期に関わり、認知症の早期発見と適切な受診を促すため、認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応ができるシステムを確立する。	対応件数	15件	20件	25件	22件	18件	
6 認知症地域支援推進員の配置 【認知症ケア総合支援事業】	認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護サービス等を受けられるよう支援するとともに、地域の認知症の方の早期発見・早期対応を目的として認知症地域支援推進員を配置する。	配置人数	8人	9人	9人	6人	8人	

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成果指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
79%	97.3%	7 医療と介護の 連携強化	【いわき医療圏退院調整ルールの 運用】 病院から退院後に切れ間なく介護 サービスを受けられるようにするた め、病院とケアマネジャー（介護支 援専門員）が連携し、入院時から情 報を共有し、退院に向けた連絡・調 整を行う仕組みである「退院調整 ルール」について、運用状況や課題 を定期的に把握し、退院時の連携体 制の構築を図る。	退院調整率 (退院時に 病院から ケアマネジャーに 連絡があった 割合)	90%	93%	95%
開催中止	46.4%	7 医療と介護の 連携強化	【在宅医療推進のための多職種研 修会（共済事業）の開催】 在宅医療を推進するために、「医 療」「介護」「福祉」「行政」等の 様々な職種がグループワークや事例 検討を通し、顔の見える関係づくり 構築のための研修会を、市医師会と の共催により開催し多職種連携の推 進を図る。	受講者数	120人	120人	120人
1回	50.0%	8 認知症対策の 推進	認知症に関わる「医療」「介護」 「福祉」「行政」等、様々な職種間 の連携と多職種間のネットワークの 構成を図り、認知症の方とその家族 を支える医療・介護・行政等の途切 れのない支援体制の構築を目的に研 修会を開催する。	開催回数	2回	2回	2回
60人	35.6%			参加人数	150人	150人	150人
1地区	57.1%	1 地域共生社会 の実現を見据えた 運営体制の充実	【在宅医療出前講座（共済事業） の開催】 在宅での療養が必要となったとき に、適切な医療・介護サービスを選 択し、住み慣れた地域で自らが望む 生活を継続できるよう、在宅医療や 健康維持について、市民啓発を目的 として、市医師会・地域包括支援セ ンターとの共催により1出前講座を 開催する。	開催地区	7地区	7地区	7地区
20人	55.7%	7 医療と介護の 連携強化		参加者数	300人	300人	300人
9件	81.7%	8 認知症対策の 推進	認知症の方とその家族に早期に関 わり、認知症の早期発見と適切な受 診を促すため、認知症サポート医と 専門職で構成される認知症初期集 中支援チームを設置し、認知症の早 期発見・早期対応ができるシステム を確立する。	対応件数	40件	40件	40件
4人	69.2%	8 認知症対策の 推進	認知症の方やその家族が状況に応 じて必要な医療や介護サービス等 を受けられるよう支援するとともに 、地域の認知症の方の早期発見・早 期対応を目的として認知症地域支 援推進員を配置する。	配置人数	9人	9人	9人

取組みの視点8：認知症対策の推進

第8次計画								
事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値			実績値		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	
1	認知症初期集中支援 チーム 【認知症ケア総合支援 事業】 ※再掲	認知症の方とその家族に早期に関わり、認知症の早期発見と適切な受診を促すため、認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応ができるシステムを確立する。	対応件数	15件	20件	25件	22件	18件
2	認知症サポーター 養成講座 【認知症ケア総合支援 事業】	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト(ボランティアの講師)による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	認知症サポーター養成数	3,000人	3,000人	3,000人	2,211人	1,967人
3	認知症カフェ事業 【認知症ケア総合支援 事業】	商業施設や介護施設等で、地域の方の集いの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに、認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。	開催箇所	11か所	13か所	14か所	8か所	10か所
		開催回数	132回	156回	168回	78回	97回	
4	認知症地域支援推進員の配置 【認知症ケア総合支援 事業】 ※再掲	認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護サービス等を受けられるよう支援するとともに、地域の認知症の方の早期発見・早期対応を目的として認知症地域支援推進員を配置する。	配置人数	8人	9人	9人	6人	8人
5	はいかい高齢者SOSネットワーク事業 ※再掲	徘徊により高齢者が行方不明になった場合に、警察署をはじめとする関係協力団体へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者の早期発見・早期保護を図る。	協力団体	73団体	78団体	83団体	81団体	82団体
6	徘徊高齢者家族支援サービス事業	高齢者の早期発見や家族の方の精神的負担の軽減を図ることを目的に、徘徊のおそれのある認知症高齢者の家族に小型のGPS端末を貸与する。	利用件数	5件	5件	5件	1件	0件
7	消費者被害防止事業	高齢化等による判断の低下により、高齢者が悪質な消費者被害に陥り危険性が高くなることから、関係機関等と連携しながら、消費者被害の未然防止に向けた各種施策展開を図る。	出前講座実施回数	35回	35回	35回	7回	23回
3	認知症多職種協働研修会 【認知症ケア総合支援 事業】 ※再掲	認知症に関わる「医療」「介護」「福祉」「行政」等、様々な職種間の連携と多職種間のネットワークの形成を図り、認知症の方とその家族を支える医療・介護・行政等の途切れない支援体制の構築を目的に研修会等を開催する。	開催回数	2回	2回	2回	1回	1回
		参加人数	150人	150人	150人	50人	50人	
9	グループホーム (認知症対応型共同生活 介護) 【認知症高齢者 グループホーム建設費 補助金】 ※再掲	認知症の高齢者が共同で生活しながら、必要な介護やその他日常生活上の介護の提供を受けるグループホームの整備にあたっては、市内高齢者の住み慣れた地域を勘案し、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活の継続が可能となるよう、日常生活圏域ごとに計画的に行う。	整備床数	0床	36床	0床	0床	0床

計画掲載時の見込値から実績値に修正

第9次計画

R2 (2020)	達成 状況	取組 視 点	取組 内 容	成果指 標 (目 標 値)	目 標 値		
					R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
9件	81.7%	8 認知症対策の 推進	認知症の方とその家族に早期に関わり、認知症の早期発見と適切な受診を促すため、認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応ができるシステムを確立する。	対応件数	40件	40件	40件
908人	56.5%	8 認知症対策の 推進	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト（ボランティアの講師）による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	認知症サポーター養成数	3,000人	3,000人	3,000人
10か所	73.7%	8 認知症対策の 推進	【オレンジカフェ以和貴】 商業施設や介護施設等で、地域の方のつどいの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。	開催箇所	14か所	14か所	14か所
64回	52.4%			開催回数	168回	168回	168回
4人	69.2%	8 認知症対策の 推進	認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護サービス等を受けられるよう支援するとともに、地域の認知症の方の早期発見・早期対応を目的として認知症地域支援推進員を配置する。	配置人数	9人	9人	9人
83団体	105.1%	3 地域で支える 仕組みづくりの推 進 8 認知症対策の 推進	徘徊により高齢者が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図る。また、徘徊のおそれのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録し、台帳を作成する。	協力団体数	85団体	87団体	89団体
0件	6.7%	8 認知症対策の 推進	行方不明となった高齢者の早期発見や家族の方の精神的負担の軽減を図ることを目的に、徘徊のおそれのある認知症高齢者の家族に小型のGPS端末を貸与する。	利用件数	9件	9件	9件
15回	42.9%	1 地域共生社会 の実現を見据えた 運営体制の充実	高齢者等による判断の低下により、高齢者が悪質な消費者被害に遭う危険性が高くなることから、関係機関等と連携しながら、消費者被害の未然防止に向けた各種施策展開を図る	出前講座 実施回数	20回	20回	20回
1回	50.0%	8 認知症対策の 推進	認知症に関わる「医療」「介護」「福祉」「行政」等、様々な職種間の連携と多職種間のネットワークの構成を図り、認知症の方とその家族を支える医療・介護・行政等の途切れのない支援体制の構築を目的に研修会を開催する。	開催回数	2回	2回	2回
60人	35.6%			参加人数	150人	150人	150人
36床	100.0%	2 安心して暮ら せる住まい環境の 整備 8 認知症対策の 推進	【認知症対応型共同生活（グループホーム）の整備】 要介護者であって認知症である方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行う、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0床	36床	36床

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

【資料3】

- はじめに
- 地域共生社会の実現

・2040年には介護サービス需要が更に増加・多様化。現役世代（担い手）の減少も顕著に
・高齢者を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る
⇒2025年、その先の2040年、そして、地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度の見直しが必要

I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

1. 一般介護予防事業等の推進

○住民主体の通いの場の取組を一層推進

- ・通いの場の類型化
- ・ポイント付与や有償ボランティアの推進等による参加促進
- ・地域支援事業の他の事業とも連携した効果的な実施
- ・医療等専門職の効果的・効率的な関与
- ・関連データも活用したPDCAサイクルに沿った取組の推進
- ・通いの場に参加しない高齢者への対応

3. ケアマネジメント

○介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備

- ・多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメント（地域ケア会議の活用）
- ・インフォーマルサービスも盛り込まれたケアプランの作成推進
- ・公正中立なケアマネジメントの確保、ケアマネジメントの質の向上
- ・質の高いケアマネジャーの安定的な確保、ケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備、求められる役割の明確化

II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

1. PDCAプロセスの推進

○保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況を検証・取組内容を改善

- ・国や都道府県による市町村へのきめ細かな支援
- ・対応策の好事例の見える化・横展開

3. 調整交付金

○後期高齢者の加入割合の違いに係る調整を精緻化

- ・要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直し（見直しによる調整の範囲内で個々の保険者に一定の取組を求める）

2. 総合事業

○より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化

- ・事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みの弾力化
- ・総合事業の担い手を確保するための取組の推進（有償ボランティアに係る謝金の支出、ポイント制度の創設）
- ・保険者機能強化推進交付金の活用等による市町村の取組、都道府県の市町村支援の促進
- ・就労的活動等を通じた地域とのつながり強化等のための環境整備

4. 地域包括支援センター

○増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化

- ・センターの運営への保険者（市町村）の適切な関与
- ・センターと既存の社会資源との連携による地域の相談支援機能の強化
- ・介護予防ケアマネジメント業務の外部委託を行いやすい環境の整備
- ・保険者機能強化推進交付金の活用等によるセンター体制強化の推進

2. 保険者機能強化推進交付金

○介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、抜本的に強化

- ・予算額の増額、安定的な財源の確保
- ・評価指標の見直し（成果指標の拡大、配分基準のメリハリ強化、判断基準の明確化）
- ・都道府県の市町村支援へのインセンティブ強化
- ・取組の達成状況の見える化の推進

4. データ利活用の推進

○介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE）の利活用のための環境を整備

- ・介護関連のデータの一体的活用、NDB等との連結解析を進めるための制度面・システム面での環境整備の推進
- ・基本チェックリストなど介護予防に係る情報の活用
- ・国や都道府県による市町村支援・事業所の理解を得た上でのデータ収集によるデータ充実
- ・データ収集項目の充実の検討
- ・医療保険の個人単位被保険者番号の活用

Ⅲ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

1. 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

【今後の介護サービス基盤の整備】

○地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備

- ・高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画的な整備
- ・特養、老健、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、訪問介護等のそれぞれ役割・機能を果たしつつ、連携を強化しながらの整備
- ・都市部・地方部など地域特性を踏まえた整備
- ・高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の整備状況等も踏まえた整備
- ・「介護離職ゼロ」の実現に向けた施設整備・在宅支援サービスの充実、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めた基盤整備促進

2. 医療・介護の連携

【総論】

- ・地域医療構想等と整合した介護サービス基盤整備
- ・中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実
- ・リハビリテーションの適時適切な提供
- ・老健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の推進

【介護医療院】

○介護医療院への円滑な移行の促進

- ・早期の意思決定支援、手続きの簡素化等移行等支援策の充実
- ・医療療養病床からの移行等、介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を実施

Ⅳ 認知症施策の総合的な推進

【総論】

○認知症施策推進大綱に沿った施策の推進

- ・介護保険事業計画に基づく取組の推進（介護保険法上の計画記載事項に認知症施策の総合的推進を位置付け）
- ・他の施策との連携（他の計画との調和・連携）
- ・「共生」「予防」の取組の推進（介護保険法上に大綱の考え方を、施策を位置付け。「認知症」の規定の見直し）

【高齢者向け住まいの在り方】

○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保する

- ・ため、行政による現状把握と関与を強化
- ・都道府県から市町村への有料老人ホームに関する情報の通知
- ・未届けの有料老人ホームへの対応、介護サービス利用の適正化
- ・事業者に係る情報公表の取組の充実
- ・「外部の目」を入れる取組の推進（介護相談員等の活用）

【高齢者の住まいと生活の一体的支援の在り方】

- ・自宅と介護施設の中間的な住まい方の普及
- ・生活困窮者施策とも連携した住まいと生活の支援の一体的な実施

【在宅医療・介護連携推進事業】

○地域の実情に応じた取組の充実のための事業体系の見直し

- ・認知症施策や看取りの取組を踏まえた見直し
- ・切れ目のない在宅医療・介護の実現に関する目標の設定
- ・一部項目の選択の実施や地域独自の項目の実施
- ・都道府県による市町村支援（医師会等の関係機関との調整、情報発信、人材育成等）
- ・PDCAサイクルに沿った取組の推進（指標の検討、地域包括ケア「見える化」システムの活用等）

・認知症サポーターの養成、本人発信支援等の普及啓発の推進

- ・地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり（チームオレンジ）
- ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・予防に関するエビデンスの収集・分析
- ・早期発見・早期対応に向けた体制の質の向上、連携強化
- ・認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の介護者（家族）支援の推進

V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

1. 介護人材の確保・介護現場の革新

【総論】○新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進

○人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じていくめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組の推進

- ・介護職員の更なる処遇改善の着実な実施
- ・若者、潜在介護福祉士、元気高齢者等の多様な人材の参入・活躍の促進
- ・働きやすい環境の整備・介護の魅力向上・発信・外国人材の受入環境整備
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組の推進
- ・経営の大規模化・協働化、事業所の連携による共同購入、人材確保・育成、事務処理の共同化

- ・文書削減
- ・「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ（令和元年12月4日）に沿って、指定申請、報酬請求、指導監査の文書等に関して、①簡素化、②標準化、③ICT等の活用等の取組を推進。
- （※）介護保険法令とあわせて老人福祉法令に基づく手続き等にも整合的に対応
- （※）専門委員会においてフォローアップを実施し取組を徹底

2. 給付と負担

(1) 被保険者範囲・受給者範囲

介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

(2) 補足給付に関する給付の在り方

負担能力に応じた負担とする観点から、施設入所者に対する補足給付、ショートステイの補足給付及び補足給付の支給要件となる預貯金等の基準の精緻化を図る

(3) 多床室の室料負担

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能や医療保険制度との関係も踏まえつつ、負担の公平性の関係から引き続き検討

(4) ケアマネジメントに関する給付の在り方

利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討

(5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討

(6) 高額介護サービス費

負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせる

(7) 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準

利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討

(8) 現金給付

現時点で導入することは適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や介護者（介護）支援を推進

その他の課題

1. 要介護認定制度

- ・更新認定の二次判定で直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を36か月から48か月に延長
- ・認定調査を指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、ケアマネジャー以外の専門的知識を有する者も実施可能とする

2. 住所地特例

- ・住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることについて、保険者の意見や地域密着型サービスの趣旨を踏まえて引き続き検討

〇おわりに

- ・今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るもの
- ・関連法案の国会提出、社会保障審議会介護給付費分科会での議論など必要な対応が講じられることを求める

【資料4】福島県内市町村別 第8期第1号被保険者保険料

※ 県内59市町村 (13市31町15村)

保険者名	第7期保険料 基準額(月額) (円)	順位(降順)		第8期保険料 基準額(月額) (円)	順位(降順)		保険料基準額 の伸び率	順位(降順)		要介護認定率 令和2年12月末時点	順位(降順)	
		全体	市町村別		全体	市町村別		全体	市町村別		全体	市町村別
福島市	6,100	26位	4位	6,100	31位	7位	0.0%	24位	5位	19.8%	25位	5位
会津若松市	6,050	30位	7位	6,600	18位	1位	9.1%	5位	1位	20.1%	22位	3位
郡山市	5,573	46位	12位	5,573	51位	12位	0.0%	24位	5位	18.5%	37位	9位
いわき市	6,068	29位	6位	6,200	29位	5位	2.2%	19位	3位	20.8%	14位	1位
白河市	5,900	37位	10位	5,900	36位	9位	0.0%	24位	5位	17.2%	42位	11位
須賀川市	6,100	26位	4位	6,470	22位	2位	6.1%	11位	2位	18.9%	34位	8位
喜多方市	5,480	49位	13位	5,480	53位	13位	0.0%	24位	5位	20.8%	14位	1位
相馬市	6,270	22位	2位	6,270	28位	4位	0.0%	24位	5位	19.2%	30位	7位
二本松市	6,200	23位	3位	6,200	29位	5位	0.0%	24位	5位	18.0%	40位	10位
田村市	6,000	31位	8位	6,000	32位	8位	0.0%	24位	5位	20.0%	23位	4位
南相馬市	5,985	35位	9位	5,900	36位	9位	△ 1.4%	45位	13位	17.2%	42位	11位
伊達市	6,378	19位	1位	6,431	23位	3位	0.8%	23位	4位	19.8%	25位	5位
本宮市	5,900	37位	10位	5,900	36位	9位	0.0%	24位	5位	16.1%	49位	13位
桑折町	6,292	20位	14位	6,583	20位	14位	4.6%	14位	3位	19.0%	32位	20位
国見町	6,291	21位	15位	6,645	17位	12位	5.6%	12位	2位	18.6%	36位	23位
川俣町	6,947	10位	7位	7,049	8位	5位	1.5%	22位	10位	20.8%	14位	10位
大玉村	5,500	47位	9位	6,000	32位	8位	9.1%	5位	5位	15.6%	51位	11位
鏡石町	5,900	37位	22位	6,300	25位	16位	6.8%	8位	1位	17.0%	44位	25位
天栄村	6,000	31位	6位	6,500	21位	6位	8.3%	7位	6位	18.0%	40位	7位
下郷町	6,200	23位	16位	5,900	36位	19位	△ 4.8%	47位	23位	19.5%	28位	17位
檜枝岐村	4,500	59位	15位	5,200	56位	14位	15.6%	1位	1位	14.6%	55位	13位
只見町	5,900	37位	22位	5,900	36位	19位	0.0%	24位	11位	27.2%	1位	1位
南会津町	6,000	31位	19位	6,000	32位	18位	0.0%	24位	11位	19.9%	24位	15位
北塩原村	5,900	37位	7位	6,300	25位	7位	6.8%	8位	7位	18.1%	39位	6位
西会津町	5,800	42位	24位	5,900	36位	19位	1.7%	21位	9位	19.8%	25位	16位
磐梯町	6,700	14位	11位	6,900	11位	8位	3.0%	18位	7位	22.2%	10位	6位
猪苗代町	6,000	31位	19位	5,900	36位	19位	△ 1.7%	46位	22位	19.3%	29位	18位
会津坂下町	6,850	12位	9位	6,850	15位	10位	0.0%	24位	11位	20.8%	14位	10位
湯川村	6,500	16位	4位	7,500	5位	2位	15.4%	2位	2位	20.6%	19位	5位
柳津町	5,400	52位	28位	5,400	55位	29位	0.0%	24位	11位	19.1%	31位	19位
三島町	8,000	6位	4位	8,000	2位	1位	0.0%	24位	11位	22.2%	10位	6位
金山町	6,900	11位	8位	6,900	11位	8位	0.0%	24位	11位	20.9%	12位	8位
昭和村	6,500	16位	4位	6,900	11位	4位	6.2%	10位	8位	23.7%	4位	2位
会津美里町	6,800	13位	10位	6,800	16位	11位	0.0%	24位	11位	20.7%	18位	12位
西郷村	5,700	44位	8位	5,700	46位	11位	0.0%	24位	10位	15.3%	52位	12位
泉崎村	5,474	50位	10位	5,474	54位	13位	0.0%	24位	10位	16.2%	48位	9位
中島村	5,425	51位	11位	4,925	58位	15位	△ 9.2%	52位	12位	13.6%	59位	15位
矢吹町	5,495	48位	27位	5,492	52位	28位	△ 0.1%	43位	20位	14.9%	54位	29位
棚倉町	5,600	45位	26位	5,800	44位	23位	3.6%	16位	5位	17.0%	44位	25位
矢祭町	4,700	58位	31位	4,800	59位	31位	2.1%	20位	8位	14.1%	56位	30位
塙町	5,400	52位	28位	5,600	48位	25位	3.7%	15位	4位	20.9%	12位	8位
鮫川村	5,400	52位	12位	5,700	46位	11位	5.6%	12位	9位	16.6%	46位	8位
石川町	5,960	36位	21位	5,600	48位	25位	△ 6.0%	49位	25位	16.4%	47位	27位
玉川村	5,400	52位	12位	5,950	35位	9位	10.2%	4位	4位	14.1%	56位	14位
平田村	5,300	57位	14位	5,900	36位	10位	11.3%	3位	3位	15.9%	50位	10位
浅川町	5,400	52位	28位	5,100	57位	30位	△ 5.6%	48位	24位	14.1%	56位	30位
古殿町	6,400	18位	13位	6,400	24位	15位	0.0%	24位	11位	18.4%	38位	24位
三春町	5,762	43位	25位	5,758	45位	24位	△ 0.1%	43位	20位	15.0%	53位	28位
小野町	6,600	15位	12位	6,600	18位	13位	0.0%	24位	11位	24.0%	3位	2位
広野町	6,100	26位	18位	6,300	25位	16位	3.3%	17位	6位	19.0%	32位	20位
檜葉町	7,600	8位	5位	7,000	9位	6位	△ 7.9%	51位	27位	20.6%	19位	13位
富岡町	7,500	9位	6位	7,000	9位	6位	△ 6.7%	50位	26位	20.3%	21位	14位
川内村	8,000	6位	3位	6,900	11位	4位	△ 13.8%	56位	13位	22.9%	7位	3位

【資料4】福島県内市町村別 第8期第1号被保険者保険料

※ 県内59市町村（13市31町15村）

保 険 者 名	第7期保険料 基準額(月額) (円)	順位(降順)		第8期保険料 基準額(月額) (円)	順位(降順)		保険料基準額 の伸び率	順位(降順)		要介護認定率 令和2年12月末時点	順位(降順)	
		全体	市町村別		全体	市町村別		全体	市町村別		全体	市町村別
大熊町	8,500	3位	2位	7,600	4位	3位	△ 10.6%	54位	29位	22.6%	9位	5位
双葉町	8,976	2位	1位	7,750	3位	2位	△ 13.7%	55位	30位	23.5%	5位	3位
浪江町	8,400	4位	3位	7,200	6位	4位	△ 14.3%	58位	31位	23.5%	5位	3位
葛尾村	9,800	1位	1位	8,200	1位	1位	△ 16.3%	59位	15位	25.7%	2位	1位
新地町	6,200	23位	16位	5,600	48位	25位	△ 9.7%	53位	28位	18.7%	35位	22位
飯舘村	8,297	5位	2位	7,150	7位	3位	△ 13.8%	56位	13位	22.8%	8位	4位

※ 第7期保険料基準額については、平成30年5月公表時の保険料基準額を掲載している。

※ 要介護認定率(第1号被保険者の認定者数/第1号被保険者数)については、介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)の数値より算出している。

【資料5】 いわき市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月29日いわき市条例第11号

第5章 介護保険運営協議会

（設置）

第23条 介護保険の円滑な運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）市町村介護保険事業計画及び法第117条第6項の規定により同計画と一体のものとして作成されなければならないとされる老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の進行管理に関すること。
- （2）介護保険事業計画等の策定及び変更に関すること。
- （3）介護保険事業計画等に基づく施策に関すること。
- （4）介護サービス等の評価その他介護サービス等の質の向上に関すること。
- （5）介護保険の財政に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、介護保険の運営等に関すること。

2 協議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第25条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）保健医療又は福祉の関係者及び関係団体の構成員
- （3）被保険者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第26条 委員は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【資料6】 いわき市介護保険規則（抜粋）

平成12年3月31日いわき市規則第30号

第8章 介護保険運営協議会

（会長及び副会長）

第57条 いわき市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第58条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第59条 協議会に、条例第24条第1項各号に掲げる事項を処理するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（庶務）

第60条 協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

（委任）

第61条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【資料7】 いわき市配食サービス事業実施要綱

平成12年3月31日制定

平成12年4月1日実施

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び重度身体障害者に対し、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供する事業（以下「配食サービス事業」という。）を行うことにより、当該高齢者及び重度身体障害者の自立の促進、生活の質の確保、介護予防、孤独感の解消及び安否の確認を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 重度身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の視覚障害又は肢体不自由で1級又は2級のものをいう。

(実施施設)

第3条 配食サービス事業は、あらかじめ、適切な事業運営が確保できると市長が認めた社会福祉法人、医療法人等（以下「実施施設」という。）が行うものとする。

(対象者)

第4条 配食サービス事業は、次の各号のいずれかに該当する者であって、老衰、心身の障害又は傷病等の理由により食事の調理が困難なものを対象に行う。

- (1) 高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 40歳以上65歳未満の者で、要支援もしくは要介護認定を受けた者
- (3) 重度身体障害者
- (4) 前3号に準ずる者と地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）が認めた者

(事業の内容)

第5条 配食サービス事業により提供される食事は、1日1食とする。

(利用の申請)

第6条 配食サービス事業を利用しようとする者は、配食サービス利用申請書（第1号様式）により所長に申請しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第7条 所長は、前条に規定する申請があったときは、配食サービス事業の利用の可否及び利用食数を決定し、配食サービス利用決定通知書（第2号様式）又は配食サービス利用却下通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、配食サービ

ス事業の実施を配食サービス依頼書（第4号様式）により実施施設の長に依頼するものとする。

（変更等の届出）

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、配食サービス利用変更・廃止届（第5号様式）により所長に届け出なければならない。

- （1） 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- （2） 配食サービス事業を利用できない状態が3月以上続くとき。
- （3） 第7条の配食サービス利用決定通知書に記載した事項に変更があったとき。
- （4） 実施施設を変更するとき。

2 所長は、前項に規定する届出があったときは、配食サービス利用変更・廃止通知書（第6号様式）により利用者及び実施施設の長に通知するものとする。

3 所長は、第1項第4号に規定する届出があったときは、配食サービス事業の実施を配食サービス依頼書（第4号様式）により、変更後の実施施設の長に依頼するものとする。

（利用状況の報告）

第9条 実施施設の長は、配食サービス事業を実施した月の翌月の10日までに、配食サービスの利用状況を所長に報告しなければならない。

（費用の負担）

第10条 利用者は、配食サービス事業を利用するときは、原材料費の実費を負担しなければならない。

2 利用者は、前項の実費を、あらかじめ実施施設と取り決めた方法で、実施施設の長に納めなければならない。

（関係機関との連携）

第11条 所長は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関との連携を密にし、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。